

車中泊等の多様な避難形態





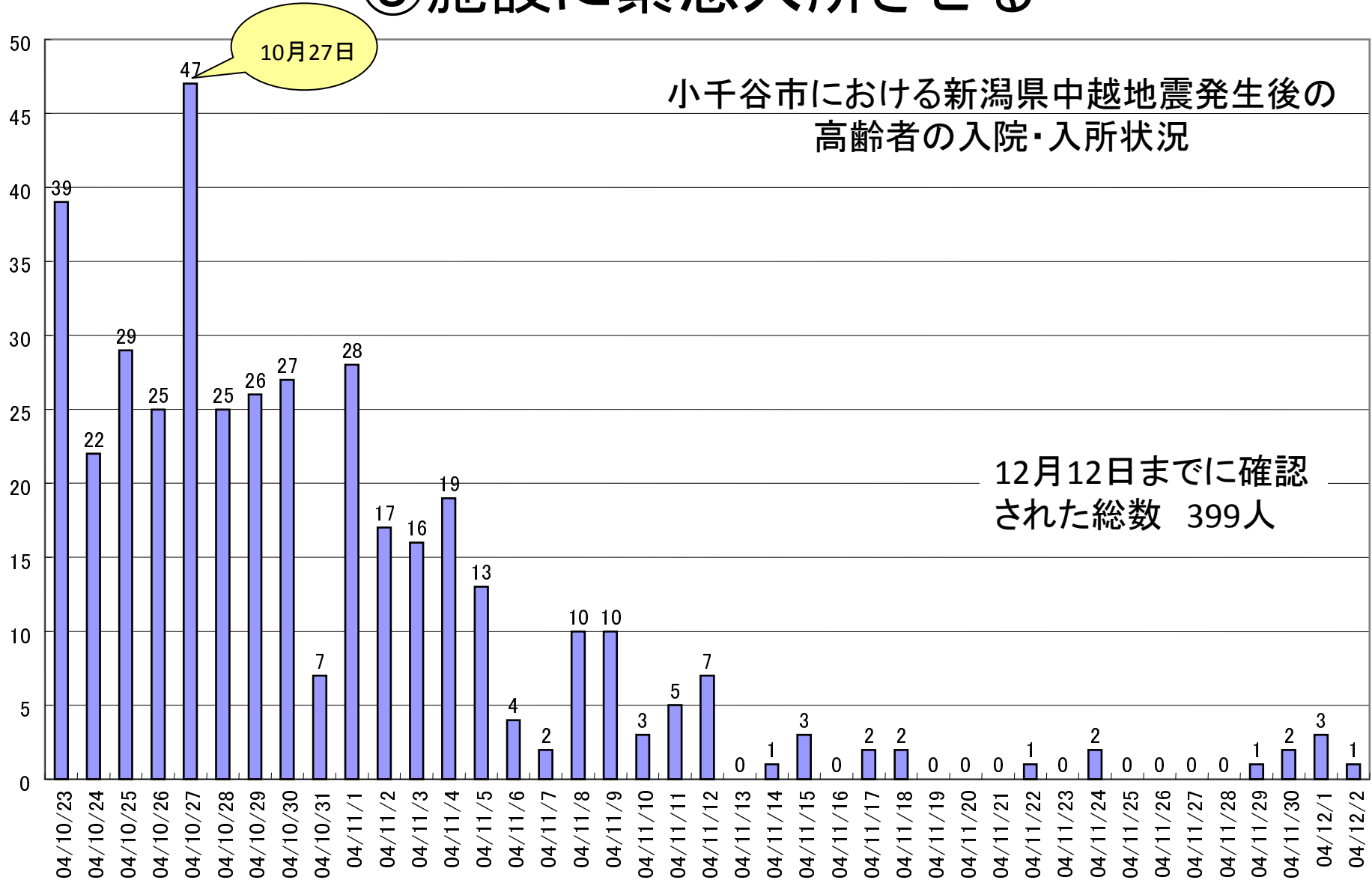
①避難所を仕切ることで 要援護者支援の場所を確保する

- 小千谷市総合体育館
 - トレーニングルーム、会議室を要援護者用の部屋に確保
 - 医療関係者センター、日赤の場所も併設

②家族(支援者)とともに過ごせるように
設備・専門家の支援が整った場所を確保する

- ケアハウスの地域交流スペースを解放
 - 畳の部屋など小部屋であったために家族のプライバシーがある程度守られた
 - ケアハウスの利用者のとまどい

③施設に緊急入所させる



小千谷市高齢福祉課提供資料により京大防災研・田村圭子(COE研究員)が作成

2007新潟県中越沖地震

7.16

新潟県中越沖地震(2007.7.16)



現地保健福祉本部の設置



現地保健福祉本部の活動

- 7月21日から8月10日まで19日間の活動
- 様々な専門職ボランティアの受け入れ
- 要援護者を中心とした避難者支援活動の実施



福祉介護専門職ボランティアの 団体別派遣状況（のべ数）

\	施設緊急 受入応援	福祉避難 所の運営	避難所の 要援護者 支援	計
県老人福祉施設協議会	660	900		1,560
県老人保健施設協会	60	280		340
県介護福祉士会			150	150
県ホームヘルパー協議会		50		50
計	720	1,230	150	2,100

福祉避難所の運営

【目的】高齢者や障害者等災害弱者が、一般避難所では生活に支障をきたす恐れがあるため、福祉避難所を設置し、介護員等を配置するなどして安心して生活ができる体制を整備する

【実施期間】 7月17日～8月31日46日間

【実施場所】最大9カ所

- 老人福祉センター、地域交流スペースを有する施設、養護学校等に福祉避難所を設置する。一般避難所に併設して設置すれば、家族等は身近にいられるというメリットがある。
- 柏崎小学校は空き教室を利用したコミュニティデイホームの部屋及び音楽室を、高校はセミナーハウスを、特養やデイサービスセンターは空きスペースを利用。
- 社)新潟県老人福祉施設協議会、新潟県介護老人保健施設協会、特別養護老人ホーム、介護保険事業者等の協力を得て運営した。

【災害救助法に基づく国庫負担対象】概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等を配置する。

福祉避難所の設置(9カ所46日間)

避難所
解消

発災
16日

			7月17日	7月31日	8月5日	8月17日	8月31日
デイサービス	刈羽村	きらら	■				
特養	柏崎市	いこいの里	■	■			
デイサービス	柏崎市	ふれあい		■			
デイサービス(障害)	柏崎市	元気館		■			
特養	柏崎市	くじらなみ		■	■		
福祉センター	刈羽村	老人福祉センター	■		■		
学校	柏崎市	柏崎小学校	■	■			
学校	柏崎市	柏崎高校セミナーハウス		■			
福祉センター	新潟市	新潟ふれあいプラザ		■			

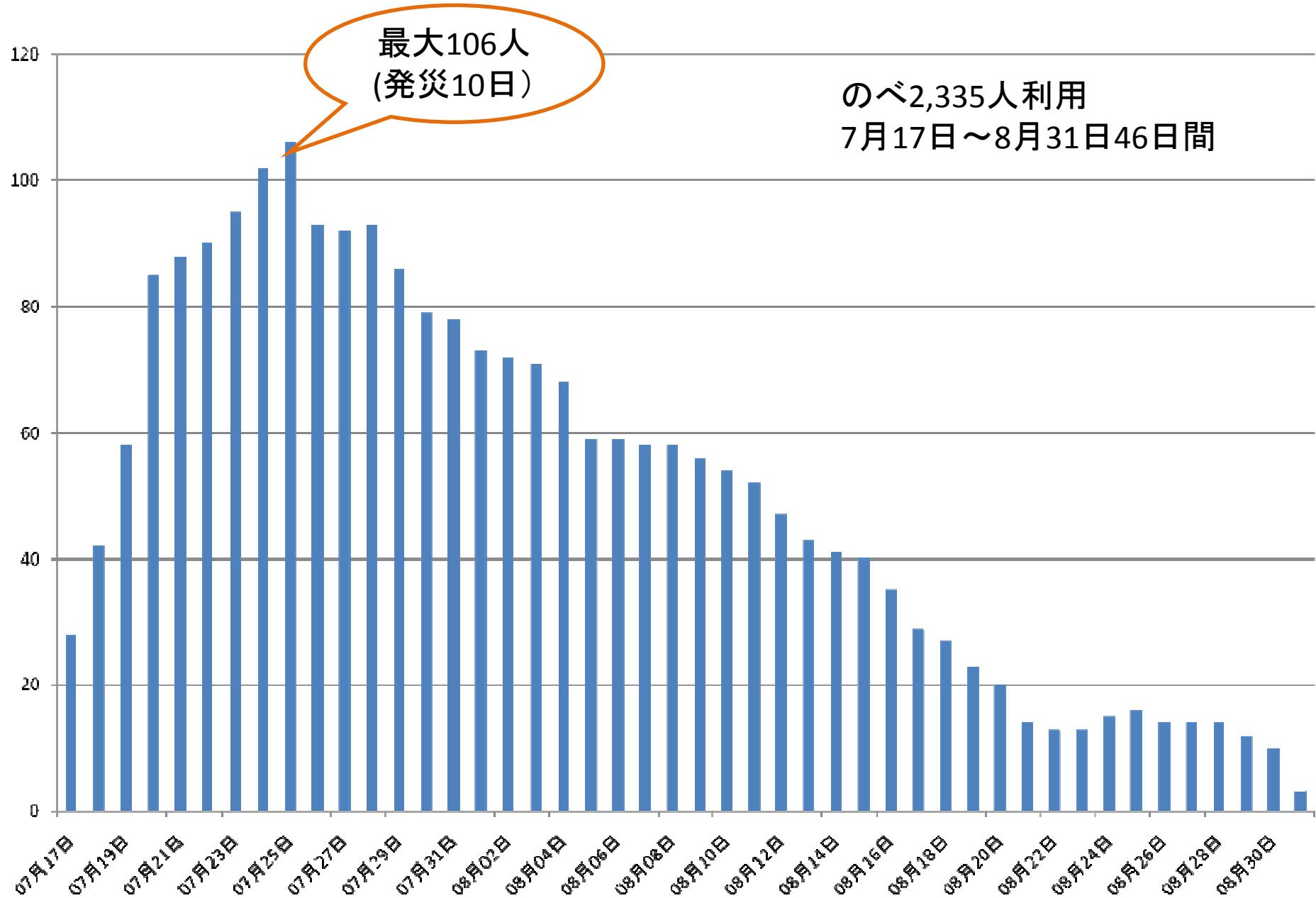


福祉関係事業所



公的機関

福祉避難所の利用者数の推移





福祉避難所：元気館障害者デイサービスセンター



柏崎小学校のコミュニティ
ルーム、音楽室



本格的な福祉避難所は
今回初めて設置



簡易ベッドを設置

新潟県→県→老施協→
福祉事業者(長岡)に
設置を委託

- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・ケアマネージャー
- ・保健師
- ・看護師



コーディネーターの部屋



中央部分に支援者



弁当



電話・掲示板・テレビ



車いす



トイレは洋式で車いす対応
ポータブルトイレも使用



スタッフの執務室



自衛隊の入浴支援、
介護用のいすも必要

福祉避難所設置の経緯

【中越地震では】

- 小千谷市では発災約1週間後に、市内のケアハウス(1か所)に虚弱高齢者専用の福祉避難所を設置したが、災害救助法に基づく正式なものではなかった
- 小千谷市総合体育館では別室を設け、保健師に加えて、県看護協会、県介護福祉士会に看護・介護専門職の派遣を要請し、虚弱高齢者をみていた。
- 一般避難所の被災者から「高齢者向けの設備がない」「乳児の泣き声で周囲の被災者に迷惑がかかる」などの意見が出たことなどにより、設置

【沖地震では】

- 発災翌日から計9か所が設置。災害救助法に基づくものと位置付けられ、設置時期も極めて早く、組織的に行われたのが特徴。
- 「おむつなどの生活物資、食事内容に配慮が行き届いていた。」「避難対象を絞った避難所は安心できる。」という意見が出た

福祉避難所設置・運営に関する ガイドライン

福祉避難所設置・運営に関するガイドライン

発行年月 平成20年6月

発行 日本赤十字社

編集 日本赤十字社 事業局 救護・福祉部

〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3

電話 03-3438-1311 (代表)

福祉避難所の機能を段階的・重層的に設定

- ○ 地域における拠点的な福祉避難所(としての機能)・障害の程度の重い者など、より専門性の高いサービスを必要とする要援護者で、地域における身近な福祉避難所では避難生活が困難な要援護者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させることを想定。

福祉避難所

- 指定避難所（小・中学校、公民館等）
 - 介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する
 - 専門性の高いサービスは必要としないものの、通常の指定避難所等では、避難生活に困難が生じる要援護者が避難
- 専門施設
 - 老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設等）、障害者支援施設等の施設（公共・民間）、保健センター、養護学校
 - より専門性の高いサービスを必要とする要援護者で、地域における身近な福祉避難所では避難生活が困難な要援護者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させることを想定。
- 宿泊施設（公共・民間）
 - 公的な宿泊施設又はホテル、旅館等を利用しても差し支えない。なお、公的な宿泊施設等を利用する場合、次の理由から、当該施設の通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とする。、
 - 当該施設で通常提供されるサービスの提供を求めるものではなく、福祉避難所の運営等を委託するものである。